

佐賀県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月16日

佐賀県教育委員会教育長 白 水 敏 光

佐賀県教育委員会規則第5号

佐賀県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県育英資金貸与条例施行規則（平成14年佐賀県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
<p>(貸与額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第3条第2項の規定により入学時に加算することができる育英資金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。</p> <p>(1) 地方公共団体及び国立大学法人が設置する高等学校に進学した者 10万円(教育長が別に定める者<del>にあつては、15万円</del>)</p> <p>(2) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>様式第3号(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 入学時の加算 希望する 希望しない(どちらかを で 囲んでください。)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="padding: 5px;">希望額</td><td style="padding: 5px;">,000円</td></tr></table> <p style="margin-left: 20px;">(公立高校は10万円(教育長が別に定める者<del>にあつては15万円</del>)、私立高校は20万円が上限です。)</p> <p>5 略</p> <p>略</p>	希望額	,000円	<p>(貸与額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第3条第2項の規定により入学時に加算することができる育英資金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。</p> <p>(1) 地方公共団体及び国立大学法人が設置する高等学校に進学した者 10万円</p> <p>(2) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>様式第3号(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 入学時の加算 希望する 希望しない(どちらかを で 囲んでください。)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="padding: 5px;">希望額</td><td style="padding: 5px;">,000円</td></tr></table> <p style="margin-left: 20px;">(公立高校は10万円、私立高校は20万円が上限です。)</p> <p>5 略</p> <p>略</p>	希望額	,000円
希望額	,000円				
希望額	,000円				

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県育英資金貸与条例施行規則の規定は、同日以後に貸与の決定をする者に交付する平成30年度の育英資金から適用し、同日前に貸与の決定をした者に交付する育英資金については、なお従前の例による。